

平成23年度第4回大阪府都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するもの
に対しての大阪府の考え方は次のとおりです。

○東部大阪都市計画道路の変更

都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
<p>国道168号については、第二京阪道路の開通等により、交通量については若干減少傾向にあるが、構造上の問題がある。JR学研都市線との平面交差部には踏切があり、当該踏切の南側については国道168号が大きくカーブしており、そのカーブ部分と京阪河内森駅方面からの市道が交差した三叉路で、信号機の設置もされていない。</p> <p>この踏切と三叉路が原因で交通渋滞が発生するとともに、この渋滞を避けるため、私市の村中や天野が原の住宅街を通るといった問題が発生しており、この通り道が一部通学路と重複するという問題点もある。また、この168号と交野第四中学校との隣接部分についてはその地形の関係上、路側帯が極めて狭く、歩道の設置が困難という状況となっている。こういった問題点を解決するのに期待されているのが天の川磐船線である。</p> <p>本来、この問題の解決策を地元提示したうえで区間の廃止をやるべきである。</p> <p>多くの交野市民、そして交野市役所の天の川磐船線等の第二京阪国道関連の担当者についても同じ意見である。</p> <p>第二京阪国道から交野久御山線の部分は廃止の対象外となっているが、いつ建設されるのか不明である上、いつ計画を見直されるか分からず不安である。</p> <p>また、この区間については、並走する国道168号はあまり構造上の問題がない部分であるが、廃止対象となっている交野久御山線から藤が尾までの区間については構造上の問題がある部分であり、少なくとも藤が尾までは残すべきである。</p> <p>こういった問題を対処してから都市計画道路の廃止をやるべきである。</p>	<p>都市計画道路天の川磐船線については、今後の人口減少に伴う社会情勢の変化を踏まえ、本年3月に策定した「都市計画道路見直しの基本方針」に基づき評価を行いました。その結果、将来的に交通量の増加が見込めず、また、必要性の低い都市計画道路に係る土地の利用に対して、今後も長期的な制限を課すことについて見直すべきと判断し、交野市と協議を行ったところ理解が得られたため、府道交野久御山線から国道168号までの区間について廃止するものであります。</p> <p>なお、第二京阪道路から交野久御山線までの区間については、市街化区域内に存していること、第二京阪道路やそのランプに近接していることから、市街地の形成機能を有していると判断されるため、存続することとしています。</p> <p>また、国道168号については、一部複雑な構造となっている箇所があることから、交通事情を調査し、問題点を確認した上で、道路管理者として地元、交野市と現道対策について調整してまいりたいと考えております。</p>